



平成31年 3月28日
四国地方整備局

国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務 民間競争入札実施要項（案）に関するご意見募集の結果のお知らせ

国営讃岐まんのう公園では、次期運営維持管理業務（実施期間は平成32年（2020年）2月から平成36年（2024年）1月までを予定）について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づき、運営維持管理業務の民間競争入札実施要項を定めるにあたり、民間競争入札実施要項（案）を公表し、平成31年2月6日から平成31年2月20日までご意見の募集を行いました。

このたび、お寄せいただきましたご意見とそれに対する回答について、別紙のとおりまとめましたので、ご報告いたします。

ご意見募集にあたり、ご協力いただきました皆様へお礼を申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、その他本実施要項策定に係る諸情報につきましては、以下のホームページをご参照下さい。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/hourei.html

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

課長 荒金 恵太 （内線6161）

課長補佐 山本 健司 （内線6162）

代表電話 087-851-8061

直通電話 087-811-8315

「H31-35国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO	記載箇所	頁	ご意見		回答
				ご意見	
1	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案) 提出様式2-2-5	P10-12 P473	1.3.1 包括的な質の設定(表4 包括的な質) 「多様な利用プログラムの提供」における包括的な質から、自主事業と持込によるイベントを除外していただきたい。 (意見に対する理由) 別紙資料の(提出様式2-2-5)においては、「※(中略)本様式では委託費で行う行催事のみを記載すること。」と記載されており、対象外となるため。また、自主事業でのイベント実施は、事業者の裁量によることから、開催数及び人数の目標値を設定するものではないため。	「多様な利用プログラムの提供」における包括的な質は、過去に委託費で実施した実績平均値としていますが、委託費で実施するイベントだけでなく、自主事業及び持込イベントについても評価することとし、実績値に含めることとしています。	
2	民間競争入札実施要項(案) 別紙資料(案) 提出様式2-2-5	P10-12.P15.P18. P36 P473	1.3.1 包括的な質の設定(表4 包括的な質) 表5 モニタリング調査 達成すべき質 評価項目 5)多様な利用プログラム 「多様な利用プログラムの提供」における包括的な質から、述べ参加人数を除外していただきたい。 (意見に対する理由) 他の国営公園の運営維持管理業務において、包括的な質の対象となっていないため。	多様な利用プログラムの提供に関する達成すべき質から、延べ参加人数を除外し、開催回数だけの設定とします。	
3	民間競争入札実施要項(案)	P15	1.3.4 モニタリング方法 1.3.5 委託費の支払い方法 表5モニタリング調査の達成すべき質において、利用者数の確保、利用者満足度の確保、公園特性を生かした植物管理から、四半期毎の回答比率を削除していただきたい。 (意見に対する理由) 1.3.1包括的な質の設定において、年間が対象となっており、四半期ごとの回答比率は参考値であるため。	1. 3. 5の表5における公園利用者数の確保、利用者満足度の確保、公園特性を生かした植物管理の事項に対応する達成すべき質について、「年間及び四半期ごとの」を「年間の」に修正します。 なお、「1.3.1包括的な設定」の記載内容と同様に、「四半期毎の回答比率は参考値とする」旨を表5に追記します。	
4	民間競争入札実施要項(案)	P27	3.3.配置予定者の業務実績等に関する要件 表8 配置予定者の業務実績等に関する要件(実施体制) 「総括責任者は、原則、実施期間中専任とする」、「総括責任者が勤務する体制か、総括責任者を除く業務責任者のうち、少なくとも2名以上が勤務する体制とすること」とありますが、数量総括表においては、各業務責任者の勤務日数は週5日分を積算していただきたい。 (意見に対する理由) H30-34口号国営公園の入札にあたり、総括責任者を除く業務責任者の専任が解かれ、総括責任者が勤務しない日のみ2名の業務責任者の勤務日が計上(2日/週×2人)され、総括責任者と業務責任者が同一日に勤務しない積算となった公園があり、業務に支障をきたす体制となったため。 また、業務責任者とは、仕様書に記載される個々の業務遂行の監理する者であり、大規模な国営公園においては、原則5日/週の勤務が必要であると考えられるため。	必要に応じて適切に積算するとともに、公告時には「見積参考資料」として提示する予定です。	
5	民間競争入札実施要項(案)	P30	4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定) 「④申請書類の受付期限」を6月中旬としていただきたい。また、「③入札に関する質疑応答」の内容と時期を明確にさせていただくとともに、提出書類に関する質問は、提出期限の1週間以上前に回答していただきたい。 (意見に対する理由) 「③入札等に関する質疑応答」が4月中旬からとなっており、10日間の大型連休等を踏まえると、回答の時期や内容により、申請書の作成及び必要書類の手配期間が短く、間に合わない可能性があるため。	現時点では概略の時期を示したのですが、公告時には、可能な範囲で余裕をもった提出期限を設定する予定です。	
6	民間競争入札実施要項(案)	P30	4.1.入札の実施手続及びスケジュール(予定) 「⑫契約締結」の予定を12月上旬としていただきたい。 (意見に対する理由) 業務計画書の提出は契約締結日の14日前までとなっており、⑪落札予定者の決定が10月上旬、⑫契約締結が11月上旬となると、落札予定者の決定から14日間で、必要となる項目を記載した業務計画書の作成、提出、承諾を得るのは現実的ではないため。	現時点では概略の時期を示したのですが、公告時には、より実態に近い時期を示す予定です。	
7	別紙資料(案) 収益施設等設置管理運営規定書(案)	P137	第10条 四国地方整備局との施設等運営者の責任分担 「不可効力」の項目において、施設等運営者の分担に「※2 収益施設等に関する備品を対象とする。」が該当しているが、このうち管理備品は対象外としていただきたい。 (意見に対する理由) 用語の定義において、備品には「管理備品」と「特定備品」があり、前者は「本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域、建築区域内に設置されている」と明記されていることから、施設の一部と捉えられ、施設使用料を納めている施設等運営者が復旧等を担うのは、妥当でないため。	不可抗力の項目において「備品」としているのは「特定備品」のことであり、記載を「特定備品」と修正します。	

「H31-35国営讃岐まんのう公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項(案)」に対する意見・回答

NO	記載箇所	頁	ご意見		回答
				ご意見	
8	別紙資料(案) 収益施設等設置管理運営規定書 (案)	P138	第12条 運営日時等 四国地方整備局が、天変地異、社会状況の著しい変化、その他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできないものとする」とあるが、施設等運営者と「協議」することとしていただきたい。 (意見に対する理由) 施設等運営者は施設使用料を収めており、採算性の点においても意向を反映させるべきであるため。		天変地異などやむを得ない事由の場合で、営業廃止等の指示をする場合とは、国が開園することが困難であるとの判断のもと指示することとなります。 なお、その場合の施設使用料については国営讃岐まんのう公園収益施設等設置管理運営規定書第14条なお書きにより、協議の結果、公園管理者が必要と認める場合には、施設使用料を改定することとなります。
9	別紙資料(案) 収益施設等設置管理運営規定書 (案)	P161	第2編 第1章 第6条 利用料金 「四国地方整備局長の指定する上限料金を越えないものとする」を削除いただきたい。 (意見に対する理由) 収益施設の運営は、事業者が独立採算で実施するものであり、他の収益施設同様に「収益施設全体の収支バランスを鑑みながら、収益施設の継続的運営が可能な料金設定とするもの」が妥当であるため、また、税制改正が見込まれ、定められた上限料金では、収支バランスに大きな影響を及ぼすと考えられるため。		上限ではなく同程度として示すとともに、設定にあたっては調査職員と協議することとします。
10	別紙資料(案) 提出様式3-12	P502	「自主事業における新施設設置運営可能範囲」の図面を拡大し、詳細に示していただきたい。 (意見に対する理由) 設置の不可範囲が不明確なため。		設置の不可能範囲を明確に記載することとします。